

訪問介護・総合事業（介護保険法第1号訪問事業）

富田ヘルパーステーション 契約書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
【倉敷市指定 第3370207056号】

訪問介護契約書

利用者 _____（以下「甲」という。）と事業者 富田ケアセンター有限会社の営む富田ヘルパーステーション（以下「乙」という。）とは、訪問介護サービスの利用に関して次のとおり契約を結びます。

（目的）

第1条乙は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、甲がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、訪問介護サービスを提供します。

2乙は、訪問介護サービス提供にあたっては、甲の要介護状態区分及び甲の被保険者証に記載された認定審査会意見に従います。

（契約期間）

第2条この契約書の契約期間は、令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日から令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日までとします。但し、上記の契約期間の満了日前に、甲が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護（支援）認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護（支援）認定有効期間の満了日までとします。

2前項の契約期間の満了日の7日前までに甲から更新拒絶の意思表示がない場合は、この契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとし、

3本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、更新前の契約期間の満了日の翌日から更新後の要介護（支援）認定有効期間の満了日までとします。

（運営規程の概要）

第3条乙の運営規程の概要（事業の目的、職員の体制、訪問介護サービスの内容等）、従業員の勤務の体制等は、重要事項説明書に記載したとおりです。

（訪問介護計画の作成・変更）

第4条乙は、甲の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問介護計画を作成し、訪問介護計画作成後も当該計画の実施状況の把握に努めます。

2訪問介護計画には、訪問介護サービスの目標や目標達成のための具体的なサービス内容等を記載します。

3訪問介護計画は、居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って作成します。

4乙は、次のいずれかに該当する場合には、第1条に規定する訪問介護サービスの目的に従い、訪問介護計画の変更を行います。

（1）甲の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、当該訪問介護計画を変更する必要がある場合

（2）甲が訪問介護サービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合

5前項の変更に際して、居宅サービス計画の変更が必要となる場合は、速やかに甲の居宅介護

支援事業者に連絡するなど必要な援助を行います。

6 乙は、訪問介護計画を作成し又は変更した際には、これを甲及びその後見人又は家族に対し説明し、その同意を得るものとします。

（訪問介護サービス内容及びその提供）

第5条乙は、訪問介護員を派遣し、訪問介護計画に沿って、「契約書別紙」に記載した内容の訪問介護サービスを提供します。

2 乙は、甲に対して訪問介護サービスを提供するごとに、当該サービスの提供日及び内容、介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、甲が依頼する居宅介護支援事業者が作成する所定の書面に記載し、甲の確認を受けることとします。

3 乙は、甲の訪問介護サービスの実施状況等に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければなりません。

4 甲及びその後見人（後見人がいない場合は、甲の家族）は、必要がある場合は、乙に対し前項の記録の閲覧及び自費による謄写を求めることができます。ただし、この閲覧及び謄写は、乙の業務に支障のない時間に行うこととします。

（居宅介護支援事業者等との連携）

第6条乙は、甲に対して訪問介護サービスを提供するにあたり、甲が依頼する居宅介護支援事業者又はその他保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

（協力義務）

第7条甲は、乙が甲のため訪問介護サービスを提供するにあたり、可能な限り乙に協力しなければなりません。

（苦情対応）

第8条乙は、苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、乙が提供した訪問介護サービスについて甲、甲の後見人又は甲の家族から苦情の申立てがある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

2 乙は、甲、甲の後見人又は甲の家族が苦情申し立て等を行ったことを理由として、甲に対し不利益な取扱いをすることはできません。

（緊急時の対応）

第9条乙は、現に訪問介護サービスの提供を行っているときに甲に容態の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡を取るなど必要な対応を講じます。

（費用）

第10条乙が提供する訪問介護サービスの利用単位毎の利用料その他の費用は、「契約書別紙」に記載したとおりです。

2 甲は、サービスの対価として、前項の費用の額をもとに月ごとに算定された利用者負担額を

乙に支払います。

3 乙は、提供する訪問介護サービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料金を説明し、甲の同意を得ます。

4 乙は、乙の通常の事業の実施地域以外にある甲の居宅を訪問して訪問介護サービスを行う場合には、前二項に定める費用のほか、それに要した交通費の支払いを甲に請求することができます。

5 乙は、前項に定める費用の額にかかるサービスの提供にあたっては、あらかじめ甲に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、甲の同意を得なければなりません。

6 乙は、甲が正当な理由もなく訪問介護サービスの利用をキャンセルした場合は、キャンセルした時期に応じて、「契約書別紙」に記載したキャンセル料の支払いを求めることができます。

7 甲は介護保険法その他関係法令の改正や経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由等により、利用料等の変更の必要が生じた場合は、甲に対し速やかに変更の時期及び変更後の金額を説明の上、変更後の利用料等を請求することができるものとします。ただし、甲は、この変更に同意することができない場合には、この契約を解約することができます。

（利用者負担額の滞納）

第11条 甲が正当な理由なく利用者負担額を2月以上滞納した場合は、乙は、30日以上の間を定めて、利用者負担額を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることができます。

2 前項の催告をしたときは、乙は、甲の居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者と、甲の日常生活を維持する見地から居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用について必要な協議を行うものとします。 3 乙は、前項に定める協議を行い、かつ甲が第1項に定める期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、この契約を文書により解除することができます。

4 乙は、前項の規定により解除に至るまでは、滞納を理由として訪問介護サービスの提供を拒むことはありません。

（秘密保持）

第12条 乙は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た甲及びその後見人又は家族の秘密を漏らしません。

2 乙及びその従業員は、サービス担当者会議等において、甲及びその後見人又は家族に関する個人情報を用いる必要がある場合には、甲及びその後見人又は家族に使用目的等を説明し同意を得なければ、使用することができません。

（甲の解除権）

第13条 甲は、7日間以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができます。

（乙の解除権）

第14条乙は、甲が法令違反又はサービス提供を阻害する行為をなし、乙の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難になったときは、30日間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。

2乙は、前項によりこの契約を解除しようとする場合は、前もって甲の居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者や公的機関等と協議し、必要な援助を行います。

（契約の終了）

第15条次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

一甲が、要介護（支援）認定を受けられなかったとき

二第2条1項及び2項により、契約期間満了日の7日前までに甲から更新拒絶の申し出があり、かつ契約期間が満了したとき。

三第14条に基づき、甲が契約を解除したとき

四第15条又は第12条3項に基づき、乙が契約を解除したとき

五甲が、介護保険施設や医療施設等へ入所又は入院等をしたとき

六甲が、死亡したとき

（損害賠償）

第16条乙は、訪問介護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに甲の後見人及び家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2前項において、事故により甲又はその家族の生命、身体、財産に損害が発生した場合は、乙は速やかにその損害を賠償します。ただし、乙に故意、過失がない場合はこの限りではありません。

3前項の場合において、当該事故発生につき甲に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

（利用者代理人）

第17条甲は、代理人を選任してこの契約を締結させることができ、また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

2甲の代理人選任に際して必要がある場合は、乙は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

（合意管轄）

第18条この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、甲及び乙は利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

（協議事項）

第19条この契約に定めのない事項については、介護保険法等の関係法令に従い、甲乙の協議により定めます。

この契約の成立を証するため本証2通を作成し、甲乙各署名して1通ずつを保有します。

契約締結日 令和 年 月 日

【利 用 者】

住 所 _____

氏 名 _____

【署名代行者（代理人）】（続柄 _____）

住 所 _____

氏 名 _____

私は、本人の契約意思を確認し署名代行いたしました。

【事 業 者】 岡山県倉敷市玉島道口2754-1
富田ケアセンター有限公司
代表取締役 山中 祥吉

【事 業 所】 富田ヘルパーステーション
岡山県倉敷市玉島道口78-1（倉敷市指定 第3370207056号）

契約書別紙

(訪問介護・総合事業サービス)

この契約書別紙は、本契約の条項に基づき、利用者個別の事項を定めます。

1 提供するサービスの内容

曜日	時間帯	類型	単位	内容

※特定事業所加算Ⅱ（10％） 介護職員等処遇改善加算Ⅰ（24.5％）

初回加算（2,000円 1回のみ） 以上を基本報酬に加算して算定させていただきます。

2 利用料金

お支払いいただく利用者負担額は、訪問介護等サービスに要した費用の額の____割となります。

そ の 他 必 要 な 料 金	
ヘルパー交通費	通常の事業実施地域以外でのサービスご利用の場合、実費
キャンセル料	500円 ※やむを得ない理由がある場合を除き、サービス利用前日の17:30時まで に申し出なく、サービスの利用を中止又は変更した場合
その他	

____年 ____月 ____日

事業者 富田ケアセンター有限公司
岡山県倉敷市玉島道口 2754-1
代表取締役 山中 祥吉
事業所 富田ヘルパーステーション
岡山県倉敷市玉島道口 78-1